

12歳の誕生日を迎えられた市民の皆さまへ 保護者・ご家族の皆さまへ

～戸田市長からのメッセージ～

新型コロナウイルスワクチンの接種対象者は12歳以上であることから、このたび12歳の誕生日を迎えられた方へ接種券をお送りさせていただきました。

コロナワクチンの接種は、皆さまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。接種を受ける方の同意（※留意事項）がある場合に限り接種が行われます。

ワクチンの接種によって期待されることとしては、発症予防や重症化予防の効果があります。

一方で、新型コロナウイルスワクチンの副反応は、高齢者に比べて年齢が若い方により多く発現することも分かってきているところです。極めて稀ではあるものの、健康被害が起こることがあり、なくすことができないことから救済制度が設けられています（裏面参照）。

つきましては、ワクチンに期待される効果とリスクの双方について十分理解し、ご納得された上で、接種する、様子を見る、接種しないなどの選択をしていただきますようお願いいたします。

戸田市長 菅原文仁

※ 留意事項

- ◆16歳以上の方は、保護者の同意書や同伴は不要です。
- ◆12歳から15歳までの接種では、原則、保護者の同伴が必要になります。ただし、中学生以上の場合、予診票に保護者が自署することで、同伴がなくても接種ができます。なお、予診票の電話番号の欄に必ず保護者と連絡がつく番号の記載が必要となります。
- ◆ワクチンの説明書をよくお読みいただき、ご納得されたうえで、お子様に接種するかどうかを選択するようお願いいたします。

ワクチンの効果について

日本では現在、12歳以上の方が接種の対象となっています。
ワクチンについては、臨床試験や研究などから以下の効果があることが分かっています。

感染予防

接種した人が感染しない



発症しない感染者が多数存在する新型コロナでは、実証が難しい

発症予防

発症者が減少する

ファイザー社ワクチンは95%、モデルナ社ワクチンは94%の有効性

重症化予防

重症患者が減少する

（死亡・入院等）

◆新型コロナワクチンで有効とされている効果◆

（効果の持続期間については調査中）

ワクチンの副反応について

副反応の傾向

新型コロナワクチンでは、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。また、1回目の接種より2回目の接種後に頭痛や倦怠感、発熱などの症状が多い結果となっています。

		ファイザー社製ワクチン		モデルナ社製ワクチン	
		1回目	2回目	1回目	2回目
発熱	37.5℃以上	3.3%	38.1%	7.0%	76.8%
	38℃以上	0.9%	21.3%	2.3%	60.1%
接種部位反応	赤くなる	13.9%	15.9%	9.7%	25.7%
	痛み	92.0%	89.5%	84.4%	83.2%
	腫れる	12.5%	14.1%	10.2%	20.2%
	熱感	12.9%	19.0%	10.8%	32.0%
全身症状	かゆみ	8.0%	11.9%	5.1%	14.0%
	頭痛	21.4%	53.1%	16.1%	63.4%
	倦怠感	23.2%	68.8%	25.1%	80.0%

(厚生労働省 厚生科学審議会 資料より抜粋)

重度の副反応(アナフィラキシー)

薬や食物が身体に入ってから、短時間で起きることのあるアレルギー反応です。じんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急に起こります。血圧低下や意識レベルの低下(呼びかけに反応しない)を伴う場合を、アナフィラキシーショックと呼びます。

コロナワクチンの接種は、令和4年1月2日までに、製造販売業者から副反応の疑いとして報告された事例のうち、アナフィラキシーとして報告がなされた件数は、ファイザー社で100万回接種あたり19件、モデルナ社で16件となっています。(厚生労働省 厚生科学審議会 資料より抜粋)

詳しくは▶

予防接種 厚生科学審議会

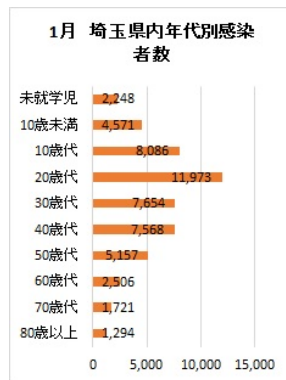
検索

国内・県内の感染状況

国内における感染状況等

	累計陽性者	重症化割合	死亡割合
10歳未満	308,947	0.0%	0.0%
10歳代	417,241	0.0%	0.0%
20歳代	754,860	0.0%	0.0%
30歳代	534,630	0.0%	0.0%
40歳代	505,804	0.0%	0.1%
50歳代	365,365	0.1%	0.2%
60歳代	189,363	0.2%	0.9%
70歳代	140,130	0.5%	3.1%
80歳以上	129,796	0.3%	8.7%

(厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症について」から抜粋) R4.2.8時点の速報値



(埼玉県ホームページより集計)

国内及び県内の感染状況は表のとおりです。

予防接種により、発症や重症化する方は減少することが期待されますが、感染予防の効果は現在も検証中のため、引き続き感染予防にご協力ください。

健康被害救済制度について

ワクチンの接種は、極めて稀に重い副反応が生じることがあり、これにより健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が生じたときのために救済制度が設けられています。新型コロナウイルスワクチンの接種もこの制度の対象です。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

※認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。

詳しくは▶

予防接種 救済制度

検索